

知立市図書館図書団体貸出実施要領

(対象団体)

第1条 団体貸出を希望する団体は、団体貸出登録申込書(様式1)を提出すること。また、対象団体は、知立市に住所を置く幼稚園、保育園、小学校、中学校、公共施設、市役所各課、その他社会教育関係団体等で館長が認める団体とする。その他社会教育関係団体等については、事務所の所在地または代表者の住所を確認できる公的書類写し及び団体の会則等活動内容がわかるものを提出すること。

(貸出冊数)

第2条 100冊を上限とする。

(貸出)

第3条 貸出手続きは、午後6時まで(土曜日、日曜日及び祝日は閉館時間まで)とする。また、発行後半年以内の雑誌及びAV資料は貸出の対象外とする。

(図書の選定、運搬)

第4条 図書の選定、運搬は、貸出を受ける者が行う。図書の選定を図書館職員に依頼する場合、貸出希望日の2週間前までに、団体貸出申込書(様式2)を提出すること。

(貸出期間)

第5条 1ヶ月間とする。

(返却)

第6条 貸出期限までに直接図書館受付に返却することとし、返却ポストへの返却は認めない。

(予約)

第7条 予約はできないものとする。

(弁償)

第8条 故意又は過失により図書館資料を亡失したり、又はき損したりした者は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(その他)

第9条 貸出券は団体コードとして、9で始まる9桁コードを使用する。

団体貸出登録申込書

			平成	年	月	日
フリガナ						
団体名						
団体人数		電話番号				
住所						
代表者の役職 及び氏名						
担当者名						
図書使用目的						
図書使用方法 (具体的に記入 してください)						

図書館チェック欄

公的書類写し提出 (住所確認)	活動内容提出

団体貸出申込書

		申請日	年 月 日
団体名			ご担当:
ご連絡先	TEL:	FAX:	
テーマ	希望あり()・職員に一任する		
冊数	冊 ~ 冊 ※内容によっては、蔵書が十分になくご希望の冊数を揃えられない場合がございますので、ご了承ください。		
対象年齢	0～2歳児・保育園または幼稚園の(年少・年中・年長) 小学校(1年生・2年生・3年生・4年生・5年生・6年生) 中学校(1年生・2年生・3年生) そのほか()		
受取り希望日	月 日() 午前・午後 時 分 ころ来館予定 ※ご用意には2週間程度要しますので、ご了承ください。		
備考			
提出先	知立市図書館 TEL:(0566)83-1131 FAX:(0566)83-6675 E-mail:library@city.chiryu.lg.jp		